

道路清掃業務MK2025 公募資料

首都高メンテナンス神奈川株式会社は、下記の道路清掃業務を公募しますので、受注希望者は所定の資料の提出をお願いします。

首都高メンテナンス神奈川株式会社
代表取締役社長 岡田 知朗

1 業務概要等

- (1) 業務名 道路清掃業務MK2025
- (2) 業務範囲 高速神奈川7号横浜北線(生麦JCT～横浜港北JCT)
高速神奈川7号横浜北西線(横浜港北JCT～横浜青葉JCT)
- (3) 業務概要 路面、排水柵、排水管及び付属施設等の清掃作業
- (4) 工期 2025年7月1日から2027年8月31日まで
- (5) 現場作業期間 2025年8月1日から2027年7月31日まで
- (6) その他 本業務は、所定の資料の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、業務体制等を評価し、評価の最も高い者と価格協議を行い、受注者を決定する。

2 競争参加資格

当業務は首都高速道路株式会社から事務を委託され実施する業務であるため、下記の競争参加資格を必要とする。

- (1) 首都高速道路株式会社における2025・2026年度の競争参加資格の「道路清掃」に係る認定を受けている者のうち、2025年7月1日(火)に現場代理人及び2025年8月1日(金)までに清掃業務総括責任者(以下「配置予定責任者」という。)を配置可能である単体であること。現場代理人及び清掃業務総括責任者は専任としなが、清掃実施時には常駐すること。
- (2) 次に掲げる清掃業務等の施工実績を有すること。
 - ・断面交通量が5万台/日以上的高速道路会社の管理する自動車専用道路(道路法48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう)又は断面交通量が5万台/日以上的高速自動車国道で車線を規制して行う路面・排水柵・排水管の清掃業務(一年以上の工期を持つものに限る)。なお、上記工事の施行実績は、2010年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (3) 清掃業務総括責任者については、次に掲げる条件ア)の実績を有し、かつ、首都高速道路株式会社の清掃業務総括責任者資格を有する者又は下記(4)に規定する清掃業務総括責任者資格認定試験に合格となる者であること。
 - ア)2010年度以降に清掃業務の責任者(履行期間をとおして現場又は現場事務所に常駐し、清掃業務の責任者の立場で業務管理を行う現場代理人、業務責任者などをいう。)として、次に示す清掃業務等を完工した経験を有する者であること。なお、清掃業務等の施工実績は、2010年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。
 - ・断面交通量が5万台/日以上的高速道路会社の管理する自動車専用道路(道路法48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう)又は断面交通量が5万台/日以上的高速自動車国道で車線を規制して行う路面・排水柵・排水管の清掃業務(一年以上の工期を持つものに限る)

- (4) 首都高速道路株式会社の清掃業務総括責任者資格認定試験を今回受けようとするものは下記日程で認定試験が行われるので、認定試験の参加を希望する場合は参加表明書等資料の提出時に合わせて(発送による場合は書面(様式自由)にて)申し出ること。なお、認定試験の詳細が決まり次第、知識及び技能確認実施要領(首都高速道路株式会社)を交付する。

知識確認及び技能確認(下記の実施予定日は変更となる場合がある)

① 知識確認

- ・実施予定日 : 2025年5月19日(月)
- ・内容 : 当該業務を適正に実施するうえで必要な施工管理、安全管理、清掃作業、保安規制等に係る基礎知識についての筆記による確認を行う。

② 技能確認

- ・実施予定日 : 2025年5月21日(水)、2025年5月22日(木)
- ・内容 : 当該業務を適正に実施するうえで必要な保安規制等に係る技能を有するか否かの確認を行う。
なお、技能確認に際しての車両、資機材、作業員は自社にて用意すること。

3 参加表明書及び業務体制等確認資料の作成及び提出に係る事項

(1) 「参加表明書及び業務体制等確認資料」等の交付

次のように資料を交付するので、交付資料に基づき、資料を作成し提出されたい。

- ① 交付期間 : 2025年4月1日(火)から2025年4月11日(金) (土・日を除く)
交付時間 : 午前10時から午後4時まで (午前12時から午後1時までを除く)
- ② 交付場所 : 首都高メンテナンス神奈川株式会社 企画技術部企画技術課
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1番地1 KDX 横浜ビル 7F
電話 045-453-9041

③ 交付資料:

ア) 提出資料様式

- ・参加表明書(様式-1)
- ・清掃業務等の実績(様式-2-1)
- ・配置予定責任者の資格・清掃業務等の経験(様式-2-2)
- ・道路清掃業務実施における当該業務範囲の留意事項(様式-3)

イ) 道路清掃業務説明資料

- ・清掃業務計画概要書
- ・価格協議用設計書
- ・提出資料の評価項目及び評価基準

なお、価格協議用設計書は、価格協議対象者へ2025年6月3日(火)に交付する。

④ 提出資料:

- ・参加表明書(様式-1)
- ・清掃業務等の実績(様式-2-1)
- ・配置予定責任者の資格・清掃業務等の経験(様式-2-2)
- ・道路清掃業務実施における当該業務範囲の留意事項(様式-3)

(2) 参加表明書等の提出方法

- ① 本業務の受注希望者は、次の②の受付期間に上記3(1)④の資料を提出すること。
なお、参加表明書等に関し、当社から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ② 提出資料は次のとおり受け付ける(持参または発送(受付期間内必着))。
 - ・受付期間 : 2025年4月2日(水)から2025年4月14日(月) (土・日を除く)
 - ・受付時間 : 午前10時から午後4時まで (午前12時から午後1時までを除く)
 - ・受付場所 : 上記3(1)交付場所と同じ
- ③ 提出に当たっては、事前に上記3(1)の企画技術部企画技術課までその旨を連絡すること。

4 清掃業務等の実績、配置予定責任者の資格・清掃業務等の経験、留意事項(以下、業務体制等確認資料という)の評価

(1) 評価項目

- ① 上記2(2)に掲げる清掃業務等の実績(最大3件まで)
- ② 上記2(3)に掲げる配置予定責任者の清掃業務等の経験(最大3件まで)
- ③ 道路清掃業務実施における当該業務範囲の留意事項

5 受注者の決定

(1) 価格協議対象者の選定

- ① 首都高速道路の道路清掃等の業務実施に際し、十分な業務体制及び実績を有することを確認するため、上記4(1)の項目を評価する。評価の結果、評価点の最も高い者を価格協議対象者として選定する。
- ② 価格協議対象者の選定結果を参加表明各者に通知(電話及び書面)する。
- ③ 通知日:2025年6月3日(火)

(2) 受注者の決定

- ① 上記5(1)で選定した価格協議対象者と価格協議を行い、受注者を決定する。
- ② 協議期間 : 2025年6月10日(火)から2025年6月23日(月)まで (土・日を除く)

(3) 業務体制等確認資料の評価結果

受注者決定後、業務体制等確認資料の評価結果を下記において、閲覧する。

- ① 閲覧期間 : 2025年7月2日(水)から2025年7月31日(木)まで (土・日・祝日を除く)
閲覧時間 : 午前10時から午後4時まで (午前12時から午後1時までを除く)
- ② 閲覧場所 : 上記3(1)交付場所と同じ。

閲覧希望の場合は、事前に上記3(1)の企画技術部企画技術課までその旨を連絡すること。

6 その他

- ① 清掃業務に必要な基地は貸与するが、事務所建物については別途指示する。
- ② 道路清掃業務において使用する車両は、当社から貸与する。

以上